

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めることについて（鯖江市税条例の一部改正について）

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

鯖江市税条例の一部を改正する条例

(別紙)

令和7年3月31日

鯖江市長 佐々木 勝久

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、鯖江市税条例を改正する必要があるが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 鯖江市条例第20号

### 鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和30年鯖江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第80条中「1台についてそれぞれ」を「、1台について、それぞれ」に改め、同条第1号ア中「エ」を「ウおよびオ」に、「円年額」を「円年額」に改め、同号イ中「0.09リットル」を「、0.09リットル」に、「または」を「(ウに掲げるものを除く。)  
または」に、「0.8キロワット」を「、0.8キロワット」に改め、同号エ中「もの年額」を「もの年額」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「または」を「(ウに掲げるものを除く。)  
または」に、「もの年額」を「もの年額」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第86条第2項中「添付して」を「添付し」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第80条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力)」を加える。

第87条第2項中「、種別割」を「種別割」に、「身体障害者または」を「身体障害者もしくは」に、「を提示」を「またはこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日および」を「または道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証または免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第8条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項

中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第8条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条第1項中「法第349条の3または」を「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「令和7年改正前の法」という。）第349条の3または」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「法」を「令和7年改正前の法」に改める。

附則第18条中「法第349条の3」を「令和7年改正前の法第349条の3」に改める。

附則第19条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鯖江市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第80条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。